

## 社会福祉法人白いキャンパス福祉会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白いキャンパス福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができるものとし、報酬はこれを支払わないものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができるものとし、報酬はこれを支払わないものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができるものとし、報酬はこれを支払わないものとする。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができるものとし、報酬はこれを支払わないものとする。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができるものとし、報酬はこれを支払わないものとする。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができるものとし、報酬はこれを支払わないものとする。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の実費弁償費はこれを支

払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 1 により実費弁償費を支払うことができるものとし、報酬はこれを支払わないものとする。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### （苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

- 第 6 条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の実費弁償費を支払うことができるものとし、報酬はこれを支払わないものとする。なお、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 1 により実費弁償費を支払うことができるものとし、報酬はこれを支払わないものとする。
  - 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### （出張旅費）

- 第 7 条 役員、評議員及び苦情対応第三者委員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程に基づき旅費を支給するものとする。

#### （兼務役員等）

- 第 8 条 施設の職員を兼務する役員及び評議員には、この規程を適用しない。

#### （改正）

- 第 9 条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 19 日から施行する。

別表 1

実費弁償費（日額）	2,000円
-----------	--------